後期高齢者医療制度

【問合せ】高齢者医療担当課高齢者医療係（本庁舎4階）☎（5273）4562へ。

23年度の保険料のお知らせを7月15日にお送りしました

7月22日㈮までに届かない方はご連絡ください。保険料の計算方法は、同封の「後期高齢者医療制度のしくみ」「後期高齢者医療制度の保険料について」でご案内しています。

22年分の所得の申告（所得税・住民税）が遅れた方、新宿区以外で住民税が課税されている方、所得の申告をしていない方は、後日、保険料が変更になることがあります。所得の申告は、お早めにお願いします。

東日本大震災で被災された方へ

保険料の減免制度があります。申請方法等、詳しくは、お問い合わせください。

【対象】23年3月11日に国が定める特定被災地域にお住まいで、被災により住宅の全半壊等の被害を受け、その後、新宿区に転入した方

【減免期間】23年3月11日～24年2月29日

保険料のしくみ

保険料は、均等に負担していただく「均等割」と、所得に応じて負担していただく「所得割」の合計です(**下図**)。

▶保険料の上限（賦課限度額）は50万円です。

▶均等割・所得割は所得によって軽減される場合があります。

▶「後期高齢者医療制度に加入する直前まで被用者保険(会社の健康保険・共済組合等)の被扶養者だった」場合等には、軽減措置があります。

保険料のイメージ

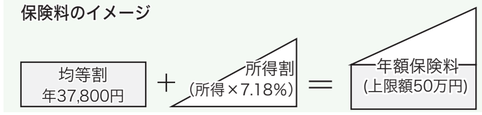

保険料は原則として年金からの引き落としです

次の方の保険料は、原則として年金からの引き落としです。

▶保険料の引き落としの対象となる年金受給額が年額18万円以上

▶介護保険料が年金から引き落とされていて、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない

◎年金から引き落としにならない場合

次の方は納付書や口座振替(自動払込)での納付となります。

▶保険料の計算後に75歳になった方

▶年度の途中で保険料が増額になった方

▶本人の申し出により口座振替(自動払込)に変更した方

◎申し出により年金からの引き落としを中止し口座振替(自動払込)に変更できます

「保険料納付方法変更申出書」を高齢者医療担当課へ郵送またはお持ちください。変更申出書が8月2日㈫までに届いた方は、10月から年金引き落としを中止します。その後届いた方は、12月以降に中止します。

23年度から新たに「年金からの引き落とし」の対象になる方には、保険料のお知らせに「保険料納付方法変更申出書」を同封しています。変更申出書が必要な方は、ご連絡ください。

保険料の納付方法

次の3つの方法でお支払いいただきます（**下表**）。

	23年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	24年1月	2月	3月
23年度に新たに年金引き落としになる方	徴収なし	徴収なし	徴収なし	銀行等で支払い	銀行等で支払い	銀行等で支払い	年金引き落とし		年金引き落とし		年金引き落とし	
23年度は銀行等で支払う方							銀行等で支払い	銀行等で支払い	銀行等で支払い	銀行等で支払い	銀行等で支払い	銀行等で支払い
以前から年金引き落としで、23年度も継続する方	年金から仮徴収		年金から仮徴収		年金から仮徴収		年金引き落とし		年金引き落とし		年金引き落とし	

※「銀行等で支払い」は納付書での金融機関やコンビニエンスストアなどでのお支払いまたは口座振替（自動払込）による納付です。

※「年金引き落とし」は公的年金からの引き落としによる納付です。

自己負担割合が変わる方には新しい被保険者証をお送りします

8月からの医療費の自己負担割合は、23年度の住民税の課税状況で決まります。

●**負担割合が変わる方**…新しい被保険者証を7月19日㈫にお送りします。これまでの被保険者証は、8月1日㈪以降に同封の返信用封筒でお返しください。

●**負担割合が変わらない方**…新しい被保険者証はお送りしません。これまでの被保険者証で受診してください。

※「自己負担割合の基準（注1）」により自己負担が3割となる方のうち、22年中の収入が「収入の基準額（注2）」に該当する場合、申請により1割負担となります。申請が必要な方には、基準収入額適用申請書をお送りしています。

（注1）自己負担割合の基準

同じ世帯の被保険者のうち、23年度住民税の課税標準額が145万円以上の方がいない場合は「1割」、いる場合は「3割」

（注2）収入の基準額

同じ世帯の70歳以上の方の国民健康保険加入者の収入の合計額が、1名の場合は383万円未満、2名以上の場合は520万円未満

◎世帯全員が住民税非課税の方へ

申請により入院の際の自己負担限度額と食事代等が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。該当する方は、高齢者医療担当課へ申請してください。

22年度に申請し23年度も該当する方には、申請がなくても、新しい認定証を7月22日㈮にお送りします。

国民健康保険に加入し、昭和11年8月2日～昭和16年8月1日生まれの方へ

医療機関を受診するときは8月から新しい高齢受給者証が必要です

新しい高齢受給者証を、7月14日にお送りしました。7月20日㈬までに届かない方はご連絡ください。高齢受給者証の有効期限は、24年7月31日までに75歳になる方は「誕生日の前日」、それ以外の方は「24年7月31日」です。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係（本庁舎4階）☎（5273）4146へ。

高齢受給者証の自己負担割合は毎年8月に前年の所得に応じて決まります

自己負担割合の基準は、同じ世帯内の70歳～74歳の国民健康保険加入者のうち、23年度住民税の課税標準額が145万円以上の方がいない場合は「2割（24年3月31日までは1割）」、いる場合は「3割」です。

ア 収入額による特例

自己負担割合が「3割」となる方のうち、22年中の収入が「収入の基準額（※）」に該当する場合は、申請により「2割（24年3月31日までは1割）」となります。

※収入の基準額…同じ世帯の70歳～74歳の国民健康保険加入者の収入の合計額が、1名の場合は383万円未満、2名以上の場合は520万円未満

イ 自己負担割合の緩和措置

自己負担割合が「3割」となる方のうち、次のすべてに該当する方は、申請により「2割（24年3月31日までは1割）」となります。

▼同じ世帯の70歳～74歳の国民健康保険加入者が1名、▼23年度住民税の課税標準額が145万円以上、▼22年中の収入金額が383万円以上、▼同じ世帯に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方がいる、▼後期高齢者医療制度に移行した方との収入の合計額が520万円未満

◎上記ア・イに該当すると思われる方には、新しい高齢受給者証に「基準収入額適用申請書」を同封しています。対象となる方は、医療保険年金課国保資格係へ申請してください。

◎世帯全員が住民税非課税の方

申請により入院の際の自己負担限度額と食事代等が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。該当する方は、申請してください。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係（本庁舎4階）☎（5273）4149へ。

65歳以上の方に介護保険料納入通知書をお送りしました

23年度の介護保険料納入通知書を、7月15日にお送りしました。7月22日㈮までに届かない方はご連絡ください。

23年度の介護保険料は、22年中の所得に基づく23年度の住民税課税状況と、23年4月1日現在（23年4月以降に転入した方や65歳になった方は資格を取得した日）の世帯の状況で計算しています。

※23年度介護保険料納入通知書は、東京都シルバーパス購入の際に「所得の確認書類」となります。必要な方は大切に保管してください。

【問合せ】介護保険課資格係(本庁舎2階)☎(5273)4597へ。

NPO活動資金助成事業に参加しませんか

協働推進基金は区民や事業者の方からの寄附金を積み立てて運営し、区内で活躍するNPO法人に活動資金を助成しています。23年度は、11団体から助成の申請があり、審査の結果、4事業に総額170万円を助成することを決定しました。

今回掲載の助成対象事業への参加を希望する方は、直接、各団体へお申し込みください。詳しくは、新宿区ホームページでもご案内しています。

【問合せ】地域調整課管理係（本庁舎1階）☎（5273）3872へ。

◆天ぷら油リサイクルバス利用

都市農村ボランティアツアー

【日程】9月～24年2月の土・日曜日（5回程度実施）

【行き先】茨城県・栃木県・千葉県・埼玉県・山梨県ほか

【内容】有機農業、里山再生活動のボランティア体験等

【費用】1回8千円程度（体験内容等で変わります）

【申込み】NPO法人エコツーリズム・ネットワーク・ジャパン☎（5363）9213・FAX（5363）9218へ。定員各回25名。

◆字幕作成入門講座

【日時】10月～11月の土曜日、午後1時～4時、全4回

【会場】四谷地域センター（内藤町87）

【対象】簡単なパソコン操作ができる方

【内容】講義「難聴者理解・文字情報」、字幕作成と投影実習

【申込み】NPO法人東京都中途失聴・難聴者協会☎（5919）2421・FAX（5919）2563へ。先着15名。

◆大久保アートプロジェクト

子どもから発信する多文化共生

【日程】24年3月まで

【会場】大久保地域センター（大久保2―12―7）ほか

【対象】区内在住の小学4年生～高校生

【内容】アートワークショップ(写真撮影・フォトモ(写真+模型)・DVD制作)を通して多文化共生を考える

【費用】1回500円

【申込み】NPO法人みんなのおうち☎・FAX（3204）0916へ。参加者は随時募集しています。

◆「ダルレのはなし」楽しみたい・学びたい・触れたい韓国

【日程・内容】▼①9月～10月…韓国の伝統遊び（2回開催）、▼②11月～12月…韓国の家庭料理（2回開催）、▼③24年1月22日㈰…韓国伝統芸能紹介、▼④24年2月…韓国伝統芸能体験ワークショップ、▼⑤3月20日㈫…舞台「ダルレのはなし」観劇会（韓国の劇団ART STAGE SAN）

【会場】③は牛込箪笥区民ホール（箪笥町15）、⑤は新宿文化センター（新宿6―14―1）で開催します。そのほかは、お問い合わせください。

【定員】▼①親子各15組、▼②親子各10組、▼③350名、▼④親子20組、▼⑤6歳以上の方400名

【費用】▼①③④は無料、▼②は1回1組500円、▼⑤は1名2千円

【申込み】NPO法人あそびと文化のNPO新宿子ども劇場（北山伏町2―17、ゆったりーの内）☎・FAX（5261）8696へ。先着順。

寄附を通して「社会貢献」しませんか

区民の方、事業者の皆さんからの寄附金を「協働推進基金」に積み立て、NPO法人に活動資金として助成しています。寄附金の額に制限はありません。皆さんの意思をできる限り尊重し、寄附をしたいNPO活動の分野・団体を希望できます。ご理解とご協力をお願いします。

【寄附の方法】電話で寄附申出書を**地域調整課管理係☎**（5273）3872へ請求してください（特別出張所でも配布）。寄附金は直接、地域調整課・特別出張所の窓口にお持ちいただくか、振り込みで受け付けます。協働推進基金にご協力いただくと、税制上の優遇措置（寄附金控除）が受けられます。詳しくは、お問い合わせください。

◎23年2月1日～5月31日に寄附をいただきました（匿名2件・6千円）。ご協力ありがとうございました。

区シルバー人材センターの教室・講演会

【会場・問合せ】同センター（新宿7―3―29、新宿ここ・から広場しごと棟）☎（3209）3181・FAX（3209）4288へ。

センターの会員が講師となり、地域の皆さんに学習の機会を提供しています。いずれも電話で同センターへお申し込みください。先着順。

書道教室

【日時】8月8日・22日、9月12日・26日、10月17日・31日、11月14日・28日の月曜日、午前10時～12時または午後1時30分～3時30分、全8回

【対象】区内在住・在勤の方、各クラス20名

【主な内容】▼初級…筆の運び方・はがきの書き方、▼中級…変体がな・調和体（俳句・箴言）、▼上級…慶弔句・季節の用語、▼研究科…漢字・かな（古典・古筆）

【費用】8千円（8回分）

手編み教室

【日時】▼水曜日クラス…8月3日～11月30日、▼木曜日クラス…8月4日～11月24日、▼金曜日クラス…8月5日～11月25日、いずれも午後1時30分～3時30分、全16回

【対象】区内在住・在勤の方、各クラス10名

【内容】受講者が編みたい作品を基本から

【費用】月4千円(毛糸代別)

アメリカンフラワー教室「花のアトリエ」

【日時】8月10日・24日、9月14日・28日、10月12日・26日、11月9日・16日の水曜日、午後1時～4時

【対象】区内在住・在勤の方、10名

【内容】液状樹脂とワイヤーで造花を製作

【費用】月2千円（材料費別途1回千円程度）

無料体験教室

①パソコン教室

【日時・内容】8月8日㈪・9日㈫、▼午前9時30分～11時40分…デジタルカメラで撮影した写真を使ってカレンダー作り、▼午後1時30分～3時40分…パソコン（ワード）で作った絵柄でうちわ作り

【対象】区内在住で小学3年生以上の方、各回8名(親子での参加も可)

②ハンドタオルでにぎにぎタオル作り

【日時】8月9日㈫午前10時～12時または午後1時～3時

【内容】汗を吸いやすく、握っていると手指の運動になるタオル

【対象】区内在住の方、各5名

③手づくりショップ「ふれあい」展示品づくり

【日時・内容】▼8月8日㈪午前…押し花はがきと小物または布で作るトンボのブローチ、▼8日㈪午後…はがき絵、▼9日㈫午前…木綿の毛糸で手編みのミニマフラー、▼9日㈫午後…和紙のカード入れまたはプリザーブドフラワー（造花）の花束、午前は10時～12時・午後は1時～3時

【対象】区内在住の方、各10名（プリザーブドフラワーは5名）

講演会「いきいき暮らす江戸の知恵」

【日時】7月29日㈮・8月1日㈪、いずれも午後6時～8時（2日とも同じ内容）

【対象】区内在住・在勤の方、各日25名

【内容】江戸の健康法や暮らし（辻川牧子・江戸文化研究家）

【会場・申込み】電話かファックス（記載例（2面参照）のとおり記入）で、同センターへ。先着順。

新宿歴史博物館所蔵資料展　新宿の遺跡

同館では、区内200か所を超える発掘調査で得られた約4千点の出土品を所蔵しています。

今回は、これまでに発掘した出土品を時代ごとに紹介するほか、「2万年前の北新宿「大名屋敷」「琉球焼・薩摩焼の遺物」など、テーマごとに展示します。また、出土品からうかがえる季節感や自然感を探る「夏の風物詩」「動物型や昆虫型等の遺物」のコーナーも設けます。さらに、平成19年度以降に発掘調査した成果も加え、遺跡から見る新宿の歴史的な特色を紹介します。

【日時】7月18日㈪～10月2日㈰午前9時30分～午後5時30分（入館は午後5時まで）。8月23日㈫から一部展示替えをします。7月25日、8月8日・22日、9月12日・26日の月曜日は休館

【会場・問合せ】同館（三栄町22）☎（3359）2131へ。

◀鍋島様式 五寸皿（市谷甲良町遺跡Ⅲ出土）